

発行 日本共産党南知多支部



連絡先
〒470-3321 南知多町
内海内塩田77-3
(南知多町議会議員)
内田 保
電話 0569-62-1816
携帯 090-2776-7529

内田たもつだより

内田たもつ ホームページ
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行
uh 赤旗
日刊 3497円
日曜版 930円

基金を使えばもっと下げられる介護保険料

南知多町の第9期の介護計画と介護保険料の策定の時期になりました。2024年3月までに、第9期介護保険計画が策定されます。9月21日に第1回介護保険運営協議会が開かれ、内田議員が傍聴しましたので、その中から報告します。町民から集めた介護保険料は、残った分が毎年基金として積み立てられています。現在基金は約2億5000万円になっています。これを町民に還元すれば保険料は下げることができるとです。

今後の3年間の介護保険料について、町民の立場からチェックし、パブリックコメント等で意見を述べていきたいと思います。

どんどん上がる介護保険料 基金の投入で下げられる

介護保険制度は、2000年に制定された介護保険法によって定められている制度です。1960年代から老人福祉政策は始まり、1963年には老人福祉法が制定、1982年には老人保健法が制定されています。長い歴史の中で高齢者問題はどんどん大きなものとなっていき、介護保険制度も状況に応じて3年ごとにいろいろな変更が加えられてきました。

この3年間で倍以上に引き上げ

南知多町の基準額第五段階の保険料は、2000年の第1期保険料2250円、第2期保険料2650円、第3期4期保険料3400円、第5期保険料4500円、第6期保険料5100円、第7・8期保険料5000円となつていきます。

2000年と比べると、すでにこの23年間で現在の介護保険料は、2.2



あい寿の丘

倍以上の5000円になっています。

今後の第9期の2024年〜2026年の保険料計画では、第6期から7期に5100円から100円引き下げたように基金を工夫して投入すれば、5000円からの引き下げはできるはず。阿久比町は4780円、武豊町は4960円です。真摯な議論が望まれます。

第1回介護保険運営協議会でも 基金投入の必要性が質疑

9月21日の第1回運営協議会の場でも、社会福祉法人の委員から3年間積み立てた基金について質問と要請が出されました。「基金はどれだけになり、どのように使うのか」などの質問でした。町介護課の回答では、「基金の積立は、令和5年度末で2億4



470万円程になりそう」との発言があり、「できるだけ次期保険料算定に投入する」との発言も出ています。基金と繰越金(剰余金)を合わせれば引き下げは可能なのです。

保険料は被保険者に 還元されるべきもの

介護保険法129条で「おおむね3年を通し、財政の均衡を保つことができらなければならない」と定め厚労省介護保険課資料(2008年12月25日付)では、「本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるものであり、基本的には、次期計画期間において、歳入として繰入れるべきものである」としています。

南知多町も思い切った基金等の投入で保険料を下げるのが求められています。

介護人材確保はまったなし

47人中17人が実習生

また委員からは、「サービス提供をする立場での参加だが、介護保険制度を維持するために、介護人材確保がまったなし。特別養護を運営している。47人中17人が実習生になっている。8期にもつたわっていたが、PDCAを回すとしていたのが、行政として、人材確保をどうするのか回答してほしい」との発言があり、介護課は、「人材の確保は9期の中でも考えなければいけない。介護従事者の確保から関係団体

介護して介護されてく人の道

若い時にスポーツをして元気満々な人でも、いつ病気になるか、事故にあうかはわからない。また誰でも年老いて衰えていく。それを支えあつていくのが介護保険制度。高過ぎる介護保険料は安くしてもらいたいものです。

の協議会の設置などをするためには、補助がされる。介護サービスができないなら大変である。本町でも、国の補助事業に取り組みと同時に、各団体との協力ができるようなところで解決策を求めていきたい」と回答しました。介護人材の確保も喫緊の課題となっています。



介護保険運営協議会を傍聴し 意見を届けよう

今後、11月14日に第2回介護保険運営協議会が開かれ、今後3年間の保険計画・保険料の原案が提案されます。12月には第3回が開かれ、その保険料計画原案が1月にパブリックコメントにかけられます。最後に1月〜2月に第4回運営協議会で保険料原案を決定し、3月議会にかげられ、第9期の介護保険料が策定されます。ぜひ介護保険運営協議会を傍聴しましょう。

また、この介護保険協議会は、本来議会で保険料をチェックすべき町会議員が協議会委員となり、町長原案作成に該当するという不正な形となっています。